

運行の目的及び運行期間

注意事項

目的の内容を具体的に記載してください。

運行の目的	例	運行期間	説明
1 車検のための回送	新規検査のための回送	2日以内	未登録自動車を通規検査の申請をするために運輸支局等への回送を行う場合
	継続検査のための回送	2日以内	自動車検査証の有効期限の満了した登録自動車の継続検査を受けるために運輸支局等への回送を行う場合
	予備検査のための回送	2日以内	販売店等が使用者の定まらないうちに商品として受ける予備検査を申請するために運輸支局等へ回送を行う場合
2 登録のための回送	新規登録のための回送	2日以内	新車又は中古車の未登録自動車を新規登録申請するために運輸支局等へ回送を行う場合
3 封印取付けのための回送	再封印等のための回送	1日	ナンバーの封印をき損などで再封印等を行うために運輸支局等へ回送を行う場合 ※ナンバーの封印がないことが分かる写真等の提示が必要です。
4 その他	ナンバーの再交付手続等のための回送	1日	自動車登録番号標を盗難、紛失又はき損した場合に、再交付又は番号変更手続のために運輸支局等へ回送を行う場合 ※盗難・紛失の場合は、申請の受付には、警察への盗難届・遺失物届の提出が必要です。届け出た警察署と受理番号を申請書に記載してください。
	販売のための回送	別表1のとおり	自動車の製作又は販売を業とする者が、販売、引渡し又は引取りなどのための回送を行う場合 ※試乗又は見せるために回送をする場合は許可の対象となりません。
	車両整備のための回送	別表1のとおり	自動車を車検整備、修理するために整備工場等へ回送する場合 ※車両整備後に車検を受ける予定がない場合は、許可の対象となりません。

○車検以外（車両整備、販売のため等）の回送（別表1）

2日以内	愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県、滋賀県、京都府
3日以内	鳥取県、岡山県、兵庫県、大阪府、和歌山県、奈良県、福井県、石川県、富山県、新潟県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、東京都、神奈川県
4日以内	島根県、山口県、広島県、四国地方、青森県、岩手県、秋田県、宮城県
5日以内	北海道、九州地方、沖縄県

自動車の同一性を確認できる書面等

自動車検査証	登録されている自動車にはすべて備え付けられている証明（国土交通大臣の行う検査に合格し、運行の用に供することができる証明書）
自動車検査証記録事項帳票	電子自動車検査証に記録された全ての車検証情報が記載された証明
登録識別情報等通知書 又は一時抹消登録証明書	登録を抹消されている自動車についての証明（抹消された車で、ナンバープレートと車検証を陸運事務所へ返納したときに交付される証明書）
輸出抹消仮登録証明書	再輸入することが見込まれない登録自動車についての証明
輸出予定届出証明書	すでに一時抹消されている自動車を輸出する場合の証明
自動車通関証明書	輸入された自動車についての証明（輸入車に交付される証明書 [税関発行]）
自動車検査証返納証明書	抹消されている軽自動車についての証明
完成検査終了証及び譲渡証明書	形式指定自動車の新車（自動車工場から出荷されてすぐの車（未登録車両）に対しメーカーが交付する証明書（譲渡証明書とセット） [指定製作者発行]）
自動車製作証明書及び譲渡証明書	型式指定自動車以外の新車
登録事項証明書	自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書類 ※備考欄は16条抹消済が記載（ナンバーのみ廃車）
自動車予備検査証	事前に検査を合格している旨の証明（番号標は交付されていない自動車）
限定自動車検査証	検査の項目が不合格の場合、その不合格の項目だけを受ける自動車についての証明
その他、自動車の同一性を確認できる書面	

※原則、原本をお持ちください。やむをえず原本の提示ができない場合は、上記書類の写しに原本と相違ない旨の念書を記入し提示してください。

自賠責保険（自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書）

- ・保険期間が運行期間中有効なもので、必ず原本をお持ちください（写し不可）。
- ※保険期間の最終日は、午前12時（正午）までの保険期間となるため、保険期間最終日は臨時運行の許可はできません。

その他

- ・申請内容に不審な個所がある場合は、その不審を解明するに足る書類の提出を求め、その結果、運行の目的に合致しないと認められる場合は、許可できません。
- ・期日に返却されないと、道路運送車両法違反で罰せられます。
道路運送車両法 第108条第1号
第35条第6項の規定に違反した者は、**6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金**に処する。